

芸術文化振興ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 芸術文化振興ビジョンの策定にあたり、芸術文化の担い手である県民一人ひとりや、企業、各種団体、行政などさまざまな主体による参画と協働のもと、芸術文化の振興と、芸術文化を活かした豊かな社会づくりに積極的に取り組むための方策等を検討するため、芸術文化振興ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県の今後の芸術文化振興方策の検討に関すること。
- (2) 本県の今後の芸術文化を活かした豊かな社会づくりの方策の検討に関すること。
- (3) その他、芸術文化振興ビジョンの策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理するとともに、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない理由により委員会が開催できないと委員長が認める場合、委員長は個別に委員の意見を聴取し、委員会の開催とができる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員は、オンライン会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。)を利用して会議に出席することができる。

(小委員会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。

- 3 座長は、小委員会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 座長の職務及び小委員会の会議については、第4条第4項及び前条を準用する。

(謝金)

第7条 委員、又は委員長が必要と認めた委員以外の者が、会議その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員、又は委員長が必要と認めた委員以外の者が、委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、県民生活部文化スポーツ局芸術文化課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失効する。

(召集の特例)

- 3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、県民生活部文化スポーツ局芸術文化課長が招集する。

芸術文化振興ビジョン検討委員会謝金の支給について

芸術文化振興ビジョン検討委員会委員（大学教育職以外の県職員である委員を除く。）に対して支給する謝金の額は、委員会の会議に出席の都度、次のとおりとする。ただし、やむを得ず委員会を欠席した場合においても、書面又は電磁的記録により意見を提出した場合は出席とみなす。

委員長	15, 700円
委員長又は副委員長以外の者	12, 600円

芸術文化振興ビジョン検討委員会 委員

(敬称略)

職名	氏名
政策研究大学院大学名誉教授	垣内 恵美子
産経新聞社特別客員記者	亀岡 典子
阪急電鉄(株)歌劇事業部長	栗原 良明
兵庫県議会議員、兵庫県議会文化振興議員連盟 会長	黒川 治
芸術文化観光専門職大学副学長兼学部長	古賀 弥生
丹波篠山市立田園ホール専門員	小林 純一
ピアニスト、神戸女学院大学音楽学部准教授	崎谷 明弘
音楽フェス情報サイト「Festival Life」編集長	津田 昌太朗
神戸新聞社事業局長	豊川 聰
兵庫県地域文化団体協議会会长	西内 一博
甲南大学文学部教授	服部 正
映像作家、追手門学院大学社会学部教授	林 勇氣
和歌山県立近代美術館館長	不動 美里
兵庫県中学校長会会长、神戸市立長峰中学校長	古川 雅一
書家、兵庫県書作家協会理事長	古溝 茂(幽畦)
前京都橘大学文学部教授、元兵庫県教育委員会 事務局参事(文化財担当)	村上 裕道

(五十音順)

芸術文化振興ビジョン検討委員会の会議の公開等に関する要領

- 1 この要領は、芸術文化振興ビジョン検討委員会設置要綱第 10 条に基づき、芸術文化振興ビジョン検討委員会が行う会議（以下「会議」という。）の公開等に関する必要な事項を定める。
- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
 - (1) 情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号）第 6 条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 3 会議の公開は、会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。傍聴に関する遵守事項等は別に定める。
- 4 会議録及び会議資料は、原則として公表する。ただし、上記 2 で公開しない会議については、公表しないことができる。
公表の方法は、会議録及び会議資料を兵庫県のホームページに掲載することなどにより行う。
- 5 会議の日時、場所及び傍聴の定員等については、あらかじめホームページへの掲載等により、県民への周知を図る。